

特定非営利活動法人北犬飼こども食堂ライト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北犬飼こども食堂ライト（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を栃木県鹿沼市西茂呂3丁目33番2号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域における子ども及びその保護者、ひとり親家庭、高齢者等を対象に、食事支援、学習支援、生活体験活動、食品配布、世代間交流等の多様な活動を行うことにより、子どもの健全育成と地域コミュニティの再生を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 子どもの健全育成を図る活動
- 5 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業の種類)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1 地域の子どものおよびその保護者に対する食事提供事業（会食型こども食堂）
- 2 学習支援、英語活動、農業体験等の教育・生活体験支援事業
- 3 季節の行事や親子参加型料理教室などを通じた社会教育事業
- 4 児童扶養手当受給世帯等への食品無料配布事業
- 5 生活困窮者への食品・日用品の提供事業（フードバンク活動）
- 6 高齢者との交流を目的とした地域食堂開催事業
- 7 子育て世代およびひとり親家庭への生活支援・相談支援・居場所づくり事業
- 8 地域住民との多世代交流を促進するイベント等の企画・運営

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

1 正会員 : 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会において議決権を有するもの

2 賛助会員 : 当法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人または団体で、議決権を有しないもの

3 学生・ボランティア会員: 学生または当法人の活動に継続的に参加するボランティアで、会費の減免等の特例を受けることができるもの（議決権は無いものとする）

（入会）

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。学生・ボランティア会員としての入会を希望する者は、在学証明書または活動実績の証明を添付するものとする。

（会費）

第8条 会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。ただし、学生・ボランティア会員については、会費の全部または一部を免除または減額することができる。

（退会）

第9条 会員は、いつでも書面により任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。

- 1 当法人の定款その他の規則に違反したとき
- 2 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 3 その他、除名すべき正当な事由があると認められたとき

（会員の資格の喪失）

第11条 会員が次のいずれかに該当したときは、その資格を失う。

- 1 退会したとき
- 2 死亡し、または団体が解散したとき
- 3 継続して2年以上会費を滞納したとき
- 4 除名されたとき

第3章 役員

（役員の種類及び定数）

第12条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3人以上
 - 2 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、必要に応じて副代表理事を置くことができる。

(役員の選任)

第13条 役員は、社員総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、当法人の業務を分担し、執行する。
- 4 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 上記の監査結果について、社員総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了または辞任後も、後任者が就任するまではその職務を行う。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務に違反し、またはその職にふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員その他特別の職務を行う者に対しては、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。

2 役員には、職務の執行に要する費用を支給することができる。

第4章 会議

(種別)

第19条 当法人の会議は、社員総会および理事会とする。

(社員総会)

第20条 社員総会は、当法人の最高意思決定機関であり、すべての正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 社員総会は、毎事業年度に1回以上開催する通常総会と、必要に応じて開催する臨時総会とする。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数の5分の1の者から会議の目的である事項を記載した書面により、召集の請求があったとき。
- (3) 第14条4項4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項 2 号及び第 37 条の規定の運用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正社員は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成し、当法人の業務執行に関する事項を議決する。

(機能)

第 29 条 理事会は、次の事項について議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他法人の業務執行に関する事項

(開催及び議長)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集し、議長となる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録の記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 33 条 当法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 当法人の会計は、法令および会計基準に従い、適正に処理する。

(会計区分)

第 35 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 37 条 当法人の事業計画および収支予算は、毎事業年度開始前に理事会で作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、毎事業年度終了後速やかに作成し、監事の監査を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の喪失に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属に関する事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

第7章 解散

(解散)

第40条 当法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、解散する。

- (1) 社員総会の議決
- (2) 目的の達成またはその不能
- (3) 正会員の欠缺
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、社員総会において正会員の3分の2以上の議決を要する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が解散（合併による解散を除く）する場合に有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社員総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の掲示板に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	楠 恒男
副理事長	片庭松夫
理事	設楽洋子
理事	藤田 悟
理事	古澤恵子
理事	廣田敏江
監事	大貫 豊

NPO 法人北犬飼こども食堂ライト役員名簿

役職	氏名	住所	報酬の有無
理事長	楠 恒男		無
副理事長	片庭松夫		無
理事	設楽洋子		無
理事	藤田 悟		無
理事	古澤恵子		無
理事	広田敏江		無
監事	大貫 豊		無

特定非営利活動法人 北犬飼こども食堂ライト
設立趣旨書

1. 趣旨

近年、地域社会において子どもの貧困や孤立、保護者の育児不安、ひとり親家庭の経済的困難など、子育て世代を取り巻く課題が深刻化しています。特に、地域のつながりが希薄になる中で、子どもたちが安心して過ごせる居場所や、保護者が気軽に相談できる場の必要性が高まっています。

国の調査によれば、日本のひとり親家庭の相対的貧困率は約48%とされており、経済的困難が子どもの教育や生活体験の格差につながる深刻な社会課題となっています。また、鹿沼市における児童扶養手当の受給世帯数は約780世帯にのぼり、地域においても支援を必要とする家庭が多数存在しています。

私たちは、こうした地域課題に対応するため、2024年7月1日より任意団体「北犬飼こども食堂ライト」として活動を開始しました。月3回の会食型こども食堂には毎回約90名（うち子ども約45名）が参加し、月4回の学習支援、英語活動、季節行事、農業体験、食品無料配布会などを通じて、子どもたちの健やかな成長と地域の多世代交流を支えてきました。

また、児童扶養手当受給世帯やひとり親家庭を対象とした食品配布や、親子料理教室など、地域の多様な世帯に寄り添った支援を行っており、現在の登録世帯数はひとり親家庭104世帯を含む計197世帯にのぼります。

こうした活動をより安定的かつ継続的に展開し、地域との連携を深めるため、特定非営利活動法人として法人格を取得し、社会的信頼性を高める必要があると考えました。

2. 申請に至るまでの経過

- 2024年7月 任意団体「北犬飼こども食堂ライト」発足
- 2024年～2025年 こども食堂、学習支援、食品配布、農業体験、季節行事などを継続実施
- 2025年6月 法人化に向けた設立準備会を開催
- 2025年7月 設立総会を開催し、法人設立を決議

3. 設立代表者

特定非営利活動法人 北犬飼こども食堂ライト

設立代表者 楠 恒男

住所 栃木県鹿沼市西茂呂 3-33-2

2025 年度 事業計画書
(法人設立から 2026 年 3 月 31 日まで)

特定非営利法人北犬飼こども食堂ライト

1. 事業実施方針

地域のこども及びその保護者、ひとり親家庭、高齢者を対象に、食事支援・学習支援・生活体験活動、農業体験、多世代交流を通じて、こどもの健全育成と地域コミュニティの再生を図る。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利に係る活動

事業名	事業内容	実施時期	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
会食型こども食堂	交流型こども食堂 18 歳以下 無料・保護者 300 円	毎月 3 回開催	北犬飼公民館	スタッフ 10 名 ボランティア 10 名	こども、保護者、地域住民 90 名×3 回 270 名	719
学習支援	の学習支援	毎週水曜日月 4 回開催	北犬飼公民館	学習支援講師(元教諭等) 4 名 (スタッフ)	小学 4 年生から中学 3 年生まで 10 名×48 回	150
えいごであそぼう	イギリス在住経験者による英語の初歩教育	毎月第 2、4 木曜日	鹿沼市職業訓練センター	スタッフ 1 名 講師 1 名	幼児～小学 4 年生 10 名×24 回	18
ひとり親家庭支援	食品日用品無料配布会	毎月 1 回	北犬飼公民館	スタッフ 10 名 ボランティア 10 名	児童扶養手当受給家庭 60 世帯	720
季節行事、体験活動	七夕、クリスマス会、餅つき大会	7 月、12 月、1 月	北犬飼公民館	スタッフ 30 名 ボランティア 30 名	こども、保護者、地域住民 410 名	150
農業体験	じゃがいも栽培	3 月、6 月	ライト農園	スタッフ 20 名 ボランティア 20 名	こども、保護者 200 名	20
親子料理教室	親子での調理体験	年 3 回	北犬飼公民館	スタッフ 21 名 ボランティア 21 名	こども、保護者 60 名	30
高齢者食堂	高齢者とはこ	年 4 回	北犬飼公民	スタッフ 10	高齢者、こ	120

	どもの交流 食堂		館	名 ボランティア 10名	ども、保護 者 各10名	
フードパン トリー	生活困窮者 への食糧配 布	1月 2月	北犬飼公民 館	スタッフ20 名 ボランティア 20名	生活困窮者	1,000
合計						2,927

2026 年度 事業計画書

(2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで)

特定非営利法人北犬飼こども食堂ライト

3. 事業実施方針

地域のこども及びその保護者、ひとり親家庭、高齢者を対象に、食事支援・学習支援・生活体験活動、農業体験、多世代交流を通じて、こどもの健全育成と地域コミュニティの再生を図る。

フードバンク北犬飼事業の拡大、地域ボランティア育成講座開設

4. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利に係る活動

事業名	事業内容	実施時期	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
会食型こども食堂	交流型こども食堂 18歳以下 無料・保護者 300 円	毎月 3 回開催	北犬飼公民館	スタッフ 10 名 ボランティア 10 名	こども、保護者、地域住民 90 名×3 回 270 名	719
学習支援	の学習支援	毎週水曜日月 4 回開催	北犬飼公民館	学習支援講師(元教諭等) 4 名 (スタッフ)	小学 4 年生から中学 3 年生まで 10 名×48 回	150
えいごであそぼう	イギリス在住経験者による英語の初歩教育	毎月第 2、4 木曜日	鹿沼市職業訓練センター	スタッフ 1 名 講師 1 名	幼児～小学 4 年生 10 名×24 回	18
ひとり親家庭支援	食品日用品無料配布会	毎月 1 回	北犬飼公民館	スタッフ 10 名 ボランティア 10 名	児童扶養手当受給家庭 60 世帯	720
季節行事、体験活動	七夕、クリスマス会、餅つき大会	7 月、12 月、1 月	北犬飼公民館	スタッフ 30 名 ボランティア 30 名	こども、保護者、地域住民 410 名	200
農業体験	じゃがいも栽培	3 月、6 月	ライト農園	スタッフ 20 名 ボランティア 20 名	こども、保護者 200 名	20
親子料理教室	親子での調理体験	年 3 回	北犬飼公民館	スタッフ 21 名 ボランティア 21 名	こども、保護者 60 名	30

高齢者食堂	高齢者とこ どもの交流 食堂	毎月	北大飼公民 館	スタッフ 10 名 ボランティ ア 10 名	高齢者、こ ども、保護 者 各 10 名	360
フードパン トリー	生活困窮者 への食糧配 布	12 月 3 月	北大飼公民 館	スタッフ 20 名 ボランティ ア 20 名	生活困窮者	1,500
合計						3,717

2025年度 活動予算書
(法人設立の日から2026年3月31日まで)

特定非営利法人北犬飼こども食堂ライト
(単位：円)

科目	金額			備考
I 経常収益				
1.受取会費				
正会員受取会費	10,000			
賛助会員受取会費	20,000			
	30,000	30,000		
2.受取寄付金				
受取寄付金	500,000	500,000		
3.受取助成金				
受取民間助成金	2,200,000	2,200,000		
4.事業収益				
食堂参加費	270,000	270,000		
経常収益計		3,000,000		
II 経常費用				
1.事業費				
(1)人件費	720,000			
(2)その他経費				
食材費	1,700,000			
会場使用料	60,000			
印刷・通信費	150,000			
保険料	1,000			
備品購入費	100,000			
イベント講師謝金	50,000			
事務用消耗品費	50,000			
消耗品費	36,000			
広告宣伝費	60,000			
	2,207,000	2,927,000		
当期経常増減額			73,000	
設立時正味財産額			505,487	
次期繰越正味財産額			578,487	

2026年度 活動予算書
(2026年4月1日～2027年3月31日まで)

特定非営利法人北犬飼こども食堂ライト
(単位：円)

科目	金額			備考
I 経常収益				
1.受取会費				
正会員受取会費	10,000			
賛助会員受取会費	20,000			
	30,000	30,000		
2.受取寄付金				
受取寄付金	500,000	500,000		
3.受取助成金				
受取民間助成金	3,000,000	3,000,000		
4.事業収益				
食堂参加費	270,000	270,000		
経常収益計		3,800,000		
II 経常費用				
1.事業費				
(1)人件費	1,010,000			
(2)その他経費				
食材費	2,000,000			
会場使用料	160,000			
印刷・通信費	150,000			
保険料	1,000			
備品購入費	100,000			
イベント講師謝金	50,000			
事務用消耗品費	50,000			
消耗品費	136,000			
広告宣伝費	60,000			
	2,707,000	3,717,000		
当期経常増減額			83,000	
前期繰越正味財産額			578,487	
次期繰越正味財産額			661,487	